

大阪医科大学 研究活動不正対策委員会規程

(令和元年12月2日施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科大学（以下、「本学」という。）における研究活動に対する不正行為を防止すること及び大阪医科大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程（以下、「規程」という。）第19条の規定に基づき不正行為が発生した場合に対応するために、本学内に大阪医科大学研究活動不正対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 不正行為を容認しない倫理観を確立し、本学における研究活動の健全な発展を図るよう啓発活動を企画し実施する。
- (2) 本学及び本学関係者が行う研究活動における不正防止のための基本方針を定め、不正行為防止のための対策を講ずる。
- (3) 不正が疑われる行為が発生した場合は、学長が指名する委員が関係者から事情を聴取することにより事実関係を調査する。
- (4) 不正対策については、大阪医科大学研究活動における不正対策に関する取扱要領に定める。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総合医学研究センター長
 - (2) 総合薬学研究センター長
 - (3) 看護学実践研究センター長
 - (4) 各学部の研究倫理教育責任者
 - (5) 総務部長
 - (6) その他学長が必要と認めた者（外部委員を含む。）
- 2 委員は、学長が委嘱する。
- 3 委員会に、委員長を置く。委員長は、総合医学研究センター長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じオブザーバーを委員会に出席させることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第1項第6号の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会は、全委員の過半数の出席（委任状出席を含む。）をもって開催することができる。

2 委員会の議事は、全委員の過半数（委任状出席を含む。）をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めたときは、関係者に対し必要な資料の提出を求め、その者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

（事務）

第6条 委員会に関する事務は、医学部及び看護学部に関しては研究推進課並びに薬学部は薬学総務部管理課が行う。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、学部間協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年7月9日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年9月26日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。